

○帯広市都市農村交流センター条例施行規則

平成4年3月31日規則第9号
改正 平成7年12月29日規則第61号
平成17年3月31日規則第31号
平成17年9月30日規則第63号
平成20年3月31日規則第13号
平成26年4月30日規則第25号
令和7年7月16日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市都市農村交流センター条例（平成4年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により帯広市都市農村交流センター（以下「都市農村交流センター」という。）の使用許可を受けようとする者は、都市農村交流センター使用許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）により市長に提出しなければならない。ただし、個人で随時に使用しようとする者は、別に定める使用簿に必要事項を記載してこれに代えることができる。

2 前項本文に規定する申請は、使用の日の属する月を含め、4か月前から受け付けるものとする。

(許可書の交付)

第3条 市長は、都市農村交流センターの使用を許可したときは、都市農村交流センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付する。ただし、前条第1項ただし書の規定による場合は、この限りでない。

(使用内容の変更)

第4条 前条に規定する使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用期間の制限)

第5条 都市農村交流センターの使用期間は、引続き5日を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(不許可の通知)

第6条 市長は、都市農村交流センターの使用を許可しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(係員の立入)

第7条 市長は、都市農村交流センターの管理上必要があると認めるときは、当該使用場所に係員を立ち入らせることができる。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者（第2条第1項ただし書の規定により使用する者を含む。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 使用許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可なく都市農村交流センター（敷地内を含む。）で、物品の配布、販売若しくは飲食物の提供又は金品の募金、寄附等の行為をしないこと。

- (4) 許可なく広告宣伝物等の掲示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。
- (5) 火気の取扱いに十分留意すること。
- (6) 使用時間を厳守すること。
- (7) 使用後は係員の点検を受けること。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者（敷地内に立ち入る者を含む。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。
- (2) 館内外を汚損し、又は施設設備を損傷しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(入館者の規制)

第10条 市長は、明らかに館内の秩序を乱すおそれがあると認めた者については、入館を拒否することができる。

(損害賠償)

第11条 条例第11条に規定する損害の賠償額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) き損 修繕に要する額
- (2) 滅失 残存価格に見合う額

(冷房費及び暖房費の負担)

第12条 冷房及び暖房を使用する場合、その費用は、使用者が負担するものとする。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月29日規則第61号）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第31号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第63号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成26年4月30日規則第25号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（令和7年7月16日規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 16 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することが出来る。

様式第 1 号（第 2 条関係）
 様式第 1 号（第 2 条関係）

都市農村交流センター使用許可申請書

年 月 日

帯広市長 様

住 所
 氏 名（団体名）
 責任者名
 電 話

次のとおり都市農村交流センターを使用したいので申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日（ 曜日）午前 時～午後 時
使 用 室 名	
使 用 人 員	
使用物件及び数量	
搬 入 物 件	
申請者は、帯広市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。 帯広市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。	

様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

都市農村交流センター使用許可書

年 月 日

様

帯広市長

月 日付け申請のあった都市農村交流センターの使用について次の通り許可します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日（ 曜日）午前 時～午前 時 午後 時～午後 時
使 用 室 名	
使用物件及び数量	

（注） 許可条件

- 1 使用にあたっては、管理人の指示に従うこと。
- 2 火気の使用については、十分留意すること。
- 3 使用後の物件格納、戸締、残火の始末、消灯及び室内の清掃は、必ず行うこと。